

篠原西小学校PTA個人情報の保護に関する安全管理について

制 定 令和2年2月10日

個人情報の保護に関する安全管理について、を次のように定める。

(目的)

第1条 本件は、個人情報保護上篠原西小学校PTA（以下「PTA」という。）が必要とする個人情報の安全管理措置について必要な事項を定めることを目的とする。

(盗難・紛失等に対する対策)

第2条 個人情報を含む媒体は、委員会活動終了時、別表1に登録している場所に保管しなければならない。

- 2 個人情報を扱う作業中に離席する場合は、個人情報を含む媒体を机上に放置するなど第三者の目に触れることがないような措置を取らなければならない。
- 3 委員会等を越えて個人情報の受け渡しをする場合は、授受記録等で移送の経緯を明確にし、紛失防止を徹底する措置を講じなければならない。
- 4 フロッピーディスク、コンパクトディスク及びUSBメモリ等の携帯が可能な外部記憶媒体に個人情報を記録する場合は、必ず暗号化しなければならない。また、視覚的に目立つストラップを着ける等の紛失予防を講じること。なお、外部記憶媒体に保存したファイル等を使用する必要がなくなったときには、速やかに消去しなければならない。
(2) 個人情報を記録していない携帯が可能な外部記憶媒体についても、暗号化や保管場所の特定等本件の取り決めを可能な範囲で準用をすること。
- 5 学校外への個人情報の持ち出しは、原則禁止する。ただし、次の各号に示す場合を除く。また、利用終了後は速やかに返却、廃棄すること。
 - (1) 校外委員会にて地区別名簿（紙ベース）を各委員が常態的に保有する場合
 - (2) 推薦委員会が活動記録カード（紙ベース）を特定期間において保有する場合
 - (3) 学校外で開催される会議への出席で名簿等（紙ベース）を持ち出す等、委員会活動等で必要な場合
 - (4) 一時的にパスワードロックのかかった携帯電話にて画像として撮影して保有する場合
 - (5) パソコンや外部記憶装置を修理に出す場合

(最終退出時の安全管理)

第3条 最終退出者は、必ずPTA会議室等を施錠する。

- 2 最終退室の場合、退出時に電気ポット、キャビネット・書庫等の施錠、窓施錠、PC等電源、照明などの項目を点検する。

(媒体の廃棄)

第4条 個人情報が記載してある媒体の廃棄は、裁断や破壊及び溶解等の処理を行い完全に処分する。

附 則

(改定)

本件の改定は実行委員会の決議により改定することができる。

(施行期日)

本件は、令和2年2月10日から施行する。

別表1（第2条）

個人情報を含む媒体	保管場所
書類（紙ベース）	各委員会所定の鍵付き書庫
外部記憶装置	鍵付き書庫内保管の手提げ金庫等
パソコン	ワイヤーロックをして机上